

## 特別交付税の交付が過大

10件 不当金額(支出) 3億4151万円

(前年度 7件 1億9470万円)

### 1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(以下「省令」)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」)ごとに定められている。算定事項には、地方バス路線の運行維持に要する経費(以下「バス経費」)、集落対策に要する経費(以下「集落経費」)、地域おこし協力隊員の設置等に要する経費(以下「地域おこし協力隊経費」)、移住・定住対策に要する経費(以下「移住定住経費」)、地方創生の推進に要する経費(以下「地方創生経費」)等がある。

地方交付税法等に基づき、同省は、算定資料により、各地方団体に交付すべき特別交付税について、額を算定して決定し、交付することとなっている。省令、算定資料の記載要領等によれば、特別交付税の額の算定は、都道府県又は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められており、地方創生経費については、地方債を起こすことができない事業を対象とするなどとされている。そして、算定資料の記載に当たり、他の算定事項において特別交付税が措置される経費については、これを重複計上しないよう除外することとされ、また、都道府県から市町村へ交付される県補助金等の特定財源は控除することとされている。

### 2 検査の結果

3県及び5県の7市町において、算定資料の作成に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたり、算定の対象とならない経費を含めていたり、県補助金等の特定財源を控除していなかったりなどしたため、3県及び7市町に交付された特別交付税計319億9891万円のうち計3億4151万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
新潟県	南魚沼市	移住定住経費、地方創生経費	平成29～令和2	45億2088万 円	1041万 円	県補助金を控除していないなどしていたもの
岐阜県	多治見市	バス経費、地方創生経費	平成29、30	12億6613万	5947万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたもの
鳥取県	鳥取県	移住定住経費	29、30	72億5851万	4603万	同
同	東伯郡湯梨浜町	集落経費、地方創生経費	30	2億8186万	3088万	算定の対象とならない経費を含めるなどしていたもの
同	西伯郡南部町	移住定住経費	29、30	8億6512万	755万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
愛媛県	愛媛県	集落経費、地方創生経費	29、令和元	68億5097万	388万	同
同	新居浜市	地方創生経費	平成29、30	13億9097万	475万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたもの
同	上浮穴郡久万高原町	同	令和元	5億5694万	4346万	算定の対象とならない経費を含めていたもの
高知県	高知県	集落経費、地域おこし協力隊経費、移住定住経費	平成29、30	74億1129万	1億2773万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
同	須崎市	移住定住経費	30、令和元	15億9619万	732万	同
計	10交付先			319億9891万	3億4151万	